

利益相反管理方針の概要

1 目的

ワンアジア証券（以下「当社」といいます）は、金融商品取引業者等に関する内閣府令第70条の3に従い、お客様の利益を不当に害する恐れのある取引（以下「利益相反取引」といいます）を適切な方法により、特定・類型化し、お客様の保護を適正に確保するために「利益相反取引」を管理する体制を以下の通り構築します。

2 利益相反取引

利益相反取引とは、金融商品取引法第36条第2項に定める当社が行う取引に伴い、お客様の得られる利益を不当に害する恐れのある取引を言います。

3 利益相反取引の特定・類型化

当社は、利益相反取引を以下の通り、特定・類型化します。

1. 有価証券に係るお客様の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合。
2. お客様から売買注文を受けた有価証券について、自己勘定取引、母店証券会社、引受への参加または、受託者・運用者等を通じ何らかの関与をしている場合。
3. 自己勘定において保有する有価証券を、お客様に推奨・販売する場合。
4. 利害関係者が発行または組成する有価証券をお客様に推奨販売する場合。
5. お客様に引受、又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他のお客様に当該有価証券の取引の推奨を行う場合。
6. 他社の役員、その他会社の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位にある従業員等を擁しているときに当該会社の発行する有価証券に係る取引を行う場合。
7. 当社の従業員等が、お客様の利益と相反するような影響を与える恐れのある贈答や遊興の供応を受ける場合。
8. 不良資産に係る情報を有しながら、当該資産について自己勘定取引を行う場合。
9. M&A等のアドバイザー契約に関し、取引の当事者または代理・アドバイザー業務を当社において異なる双方の立場で行う場合。

4 利益相反取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法を適宜選択、または組み合わせることにより利益相反取引を適切に管理します。

1. 利益相反取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法。
2. 利益相反取引、又は当該顧客との取引の条件または方法を変更する方法。
3. 利益相反取引、又は当該顧客との取引を中止する方法。
4. 利益相反取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害される恐れがあることについて当該顧客に適切に開示する方法。

5 利益相反管理体制

当社は、内部管理統括責任者を利益相反管理統括者とし、当社内で発生する恐れのある対象取引を一元的に管理します。

6 利益相反管理の対象となる会社の範囲

現在当社には利益相反管理の対象となるグループ会社はございません

7 その他

1. 当社は、役職員等に対する研修等により利益相反管理についての周知徹底を図ると共に、管理の有効性を適切に検証します。
2. 当社の内部監査部門は、利益相反管理に係る業務運営について定期的に監査いたします。

以 上